

随意契約の結果の公表

(平成28年6月分)

【総務部】

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額(円) | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 所管部課(地方機関)の名称 | 備考 |
|---------------------------|------------|---|------------|-----------------------|--|---------------|----|
| 島根県立大学(出雲キャンパス)新棟整備工事監理業務 | 平成28年6月22日 | 株式会社浦辺設計 大阪市中央区北浜二丁目1番26号 北浜松岡ビル内 | 41,040,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 平成6年に竣工した本棟の設計及び工事監理をはじめとして、その後実施した全ての増築並びに改修工事の設計及び工事監理を行っており、本施設の建物、設備及びその施設運営等を熟知する唯一の者であるため。 また、本施設の設計業務の受託者であることから、この業務を通じ建物、設備等の現状を詳細に把握しているため。 | 営繕課 | |
| しまね海洋館H28年度長寿命化工事設計業務委託 | 平成28年6月16日 | 株式会社日建設計大阪オフィス 取締役常務執行委員大阪代表 指田孝太郎 大阪市中央区高麗橋四丁目6番2号 | 10,260,000 | 第167条の2第1項第2号 | 水族館という特殊な用途である上、改修工事にあたっては施設を休館することなく行う計画を策定するにあたり、本施設の管理及び運営方法を十分に把握し、既存設備の状況を詳細に熟知した設計者以外には履行することができないため。 | 管財課 | |

随意契約の結果の公表

(平成28年6月分)

【総務部】

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額(円) | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 所管部課(地方機関)の名称 | 備考 |
|------------------------|-----------|--|-----------|-------------------|--|---------------|----|
| 平成28年度 県有施設定期点検業務委託 | 平成28年6月3日 | 一般財団法人 島根県建築住宅センター 松江市北田町35-3 | 7,344,000 | 第167条の2 第1項第2号 | 特定者でなければ実施できない。 | 管財課 | |
| 平成28年度研修講師の派遣 | 平成28年6月7日 | 特定非営利活動法人ふくおかNPOセンター 理事長 茂木 桃子 福岡県福岡市中央区 天神5-5-8-3C | 1,094,072 | 67条の2第1項第 | 平成27年度中に行った次年度研修計画策定段階で受講者へのアンケートによる評価や、研修講師の情報などを踏まえ、所内で検討分析した結果、当該団体の当該講師の講座が最も適当と判断されたため。 | 自治研修所 | |